

四半期報告書

(第43期第1四半期)

住商情報システム株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 3 |
| 3 【関係会社の状況】 | 5 |
| 4 【従業員の状況】 | 5 |
| 第2 【事業の状況】 | 6 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 6 |
| 2 【事業等のリスク】 | 7 |
| 3 【経営上の重要な契約等】 | 7 |
| 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 8 |
| 第3 【設備の状況】 | 10 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 11 |
| 1 【株式等の状況】 | 11 |
| 2 【株価の推移】 | 25 |
| 3 【役員の状況】 | 25 |
| 第5 【経理の状況】 | 26 |
| 1 【四半期連結財務諸表】 | 27 |
| 2 【その他】 | 38 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 39 |

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第43期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 住商情報システム株式会社

【英訳名】 Sumisho Computer Systems Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 中井戸信英

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海1丁目8番12号

【電話番号】 03—5166—2500

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 松田康明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区晴海1丁目8番12号

【電話番号】 03—5166—2500

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 松田康明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | 第42期 第1四半期連結 累計(会計)期間 | | 第43期 第1四半期連結 累計(会計)期間 | | 第42期 | |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------|-----------------------------------|
| | 自 | 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日 | 自 | 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日 | 自 | 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日 |
| 売上高 | (百万円) | 28,311 | 31,069 | 127,317 | | |
| 経常利益 | (百万円) | 795 | 1,266 | 7,188 | | |
| 四半期(当期)純利益 | (百万円) | 224 | 923 | 3,242 | | |
| 純資産額 | (百万円) | 89,720 | 92,205 | 92,683 | | |
| 総資産額 | (百万円) | 110,568 | 114,693 | 117,545 | | |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 1,789.79 | 1,838.30 | 1,847.95 | | |
| 1株当たり四半期 (当期)純利益 | (円) | 4.48 | 18.49 | 64.90 | | |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 | (円) | 4.48 | 18.46 | 64.83 | | |
| 自己資本比率 | (%) | 80.9 | 80.1 | 78.5 | | |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | 3,623 | 4,322 | 6,688 | | |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △958 | △92 | △6,786 | | |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (百万円) | △897 | △973 | △3,004 | | |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (百万円) | 31,077 | 29,453 | 26,202 | | |
| 従業員数 | (名) | 3,549 | 3,560 | 3,480 | | |

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しているのので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社11社及び関連会社5社より構成され、幅広い業種の企業に対して、最新のIT技術と豊富な業務ノウハウにより、総合的なITサービスの提供を行っております。

具体的には、①顧客企業のITニーズに対応した信頼性の高いソリューションを提供するソフトウェア開発、②専用データセンターの構築・運営管理に加えて、安全かつ信頼性の高いコンピュータ、通信ネットワークシステムの保守・運用サービスなどを提供する情報処理、さらには、③各種サーバ、クライアント機器、ストレージ機器、通信ネットワーク関連機器及びパッケージ・ソフトウェア等を組み合わせ、最適なソリューションとして販売するシステム販売の各ITサービスを展開しております。

顧客企業は、多くの上場企業を含む日本の産業構造を代表する大手及び中堅企業であり、親会社住友商事(株)は大口得意先であります。

当社グループにおける事業展開につきましては、ITサービスの事業別に設置した事業部門ごとに行っております。具体的には、「流通・製造ソリューション事業部門」、「金融・ERPソリューション事業部門」、「グローバルソリューション事業部門」、「プラットフォームソリューション事業部門」の4つの事業部門及び支社により、事業を推進しております。それぞれの事業部門における担当の事業並びに事業展開の状況は次のとおりであります。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

流通・製造ソリューション事業部門

「流通・製造ソリューション事業」を推進し、具体的には流通・製造業を中心とした、業種固有のシステムニーズに対応したITサービスの提供を行っております。

(主な子会社)

SCSソリューションズ(株)、住商情報システム(大連)有限公司、Curl, Incorporated、
(株)アライドエンジニアリング

金融・ERPソリューション事業部門

「金融・ERPソリューション事業」を推進し、具体的には金融業固有のITニーズに応えるとともに、一般企業向けには、自社開発の「ProActive」を含む、経営意思決定支援のためのERP(統合基幹業務)システムの提供を行っております。

グローバルソリューション事業部門

「グローバルソリューション事業」を推進し、具体的には住友商事グループを含む、グローバルに事業を展開する顧客に対し、日本・米州・欧州・中国・アセアンの5極を結ぶ当社の強固な海外ネットワークを活用したITサービスの提供を行っております。

(主な子会社)

Sumisho Computer Systems(USA), Inc.、
SUMISHO COMPUTER SYSTEMS(EUROPE)LTD.、住商情報システム(上海)有限公司、
Sumisho Computer Systems(Asia Pacific)Pte.Ltd.

プラットフォームソリューション事業部門

「プラットフォームソリューション事業」を推進し、具体的には顧客の業務システムを支えるIT基盤の設計・開発から保守、あるいはデータセンターの活用を通じた運用まで、ITインフラの構築に関する総合的なサービス提供を行っております。

(主な子会社)

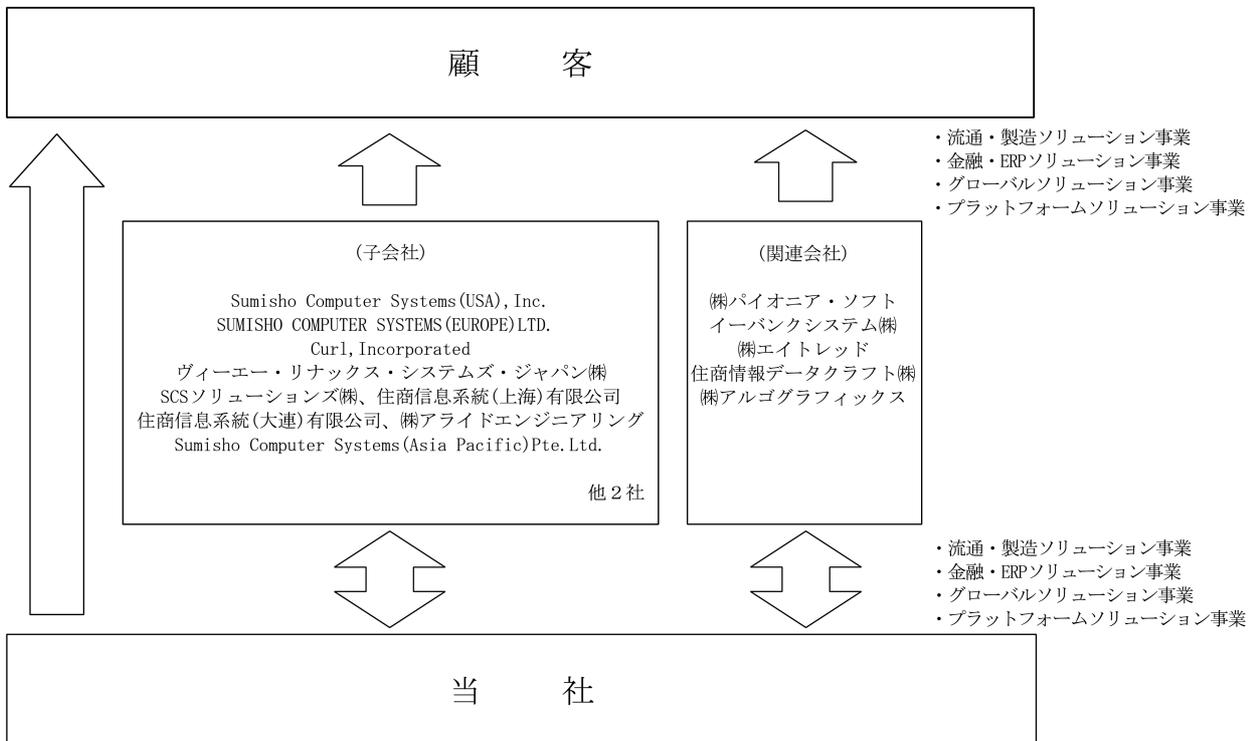
ヴィーイー・リナックス・システムズ・ジャパン(株)

支社

国内各支社において、幅広い業種の企業に対して、総合的なITサービスの提供を行っております。

なお、当第1四半期連結会計期間より、上記各事業を報告セグメントとしてセグメント情報等を開示しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、関係会社の異動は以下のとおりであります。

主に当社管理業務の受託及びサプライ品の販売業務等を行ってございましたSCSビジネスサポート㈱(連結子会社)について、平成22年4月1日に当社に吸収合併いたしました。

主にシステムコンサルティングを行ってございました朝日アイティソリューション㈱(連結子会社)について、平成22年4月30日をもって解散いたしました。

主にシステム販売を行ってございました㈱カール(連結子会社)について、平成22年6月1日に当社に吸収合併いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(名) | 3,560 |
|---------|-------|

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(名) | 3,275 |
|---------|-------|

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第1四半期連結会計期間における販売実績について、報告セグメントごとの販売実績(外部顧客への販売高)は、次のとおりであります。

| | 販売高(百万円) |
|-------------------|----------|
| 流通・製造ソリューション事業 | 8,509 |
| 金融・ERPソリューション事業 | 6,088 |
| グローバルソリューション事業 | 2,962 |
| プラットフォームソリューション事業 | 12,160 |
| その他 | 1,349 |
| 合計 | 31,069 |

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 各報告セグメントの概要につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」をご参照ください。

また、生産実績・受注実績・販売実績について、サービス特性により分類したソフトウェア開発・情報処理・システム販売に分類すると、次のとおりであります。

(1) 生産実績

| | 生産高(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|----------|----------|------------|
| ソフトウェア開発 | 10,069 | △9.9 |
| 情報処理 | 8,885 | 4.9 |
| システム販売 | 12,004 | 33.2 |
| 合計 | 30,959 | 8.0 |

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

上記各区分の概要は以下のとおりであります。

ソフトウェア開発：広範な業種の顧客に対する、最新の情報通信技術と長年蓄積された豊富な業務ノウハウによる、一貫した信頼性の高いトータルソリューションサービスの提供

情報処理：専用データセンターの構築・運営管理並びに、長年の経験と培われたノウハウ、「ISO9001」をベースにした運用管理技術による、安全で、信頼性の高いコンピュータ、通信ネットワークシステムの保守・運用サービスなどの提供

システム販売：各メーカーの各種サーバ、クライアント機器、ストレージ機器、通信ネットワーク関連機器及びパッケージ・ソフトウェア商品等を組み合わせたソリューションの提供

(2) 受注実績

| | 受注高(百万円) | 前年同四半期比(%) | 受注残高(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|----------|----------|------------|-----------|------------|
| ソフトウェア開発 | 11,568 | △29.6 | 9,635 | △23.5 |

- (注) 1 情報処理・システム販売については、把握が困難なため省略しております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

| | 販売高(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|----------|----------|------------|
| ソフトウェア開発 | 10,179 | △6.4 |
| 情報処理 | 8,885 | 5.5 |
| システム販売 | 12,004 | 33.2 |
| 合計 | 31,069 | 9.7 |

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 主な相手先別の販売実績(直接販売)及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 前第1四半期連結会計期間 | | 当第1四半期連結会計期間 | |
|------------|--------------|-------|--------------|-------|
| | 販売高(百万円) | 割合(%) | 販売高(百万円) | 割合(%) |
| 住友商事㈱ | 4,039 | 14.3 | 3,501 | 11.3 |
| ㈱ジュピターテレコム | — | — | 4,007 | 12.9 |

- 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4 前第1四半期連結会計期間の㈱ジュピターテレコムについては、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

なお、当社は、平成22年8月11日付にて、東京事務所の一部移転にかかる「定期建物転貸借契約」を締結しました。当該契約の概要は以下のとおりです。

- 1) 物件名 : 豊洲フロント 9階～15階
- 2) 所在地 : 東京都江東区豊洲三丁目2番20号
- 3) 転貸人 : 三菱地所㈱
- 4) 所有者 : 豊洲3の1特定目的会社及び㈱IHI

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出の増加、企業業績の改善などを背景とした景気持ち直しの動きが見られ、景気の先行きについても自律的な回復への期待感が高まりつつあります。

その一方で、欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念、円高の企業業績への影響、各種経済対策などの政策効果の一巡などの要因から、日本経済の動向について不透明感が払拭できない状況が続いております。

当業界を取り巻く経営環境としては、企業業績の回復を背景に、ハードウェアを含むITプロダクトに関する更新投資が増加し、また、幅広い業種において平成22年度のソフトウェア投資計画が上方修正されるなど、昨年度に比べて企業のIT投資が回復する方向にあると考えられます。

しかしながら、顧客企業のIT投資判断には依然として厳しいものがありました。業況見合いでの慎重な投資判断姿勢に変化はなく、また、IT投資にかかる費用対効果の検討に時間をかけて取り組む姿勢が顕著であります。

当第1四半期連結会計期間における顧客企業のIT投資支出は、総じて回復基調にあり、具体的には、ITプロダクト投資が高い伸びを示しました。しかしながら、ソフトウェアの開発投資については昨年度後半以来の抑制傾向にて推移しました。

こうした状況下、当社グループの当第1四半期連結会計期間の連結業績につきましては、製造業向け売上が減少したものの、金融業及び通信・運輸業向け売上、あるいはITプロダクト販売が大きく増加したことにより、売上高は前年同期比9.7%増の31,069百万円となりました。利益面においては、増収に伴う売上総利益の増加並びに販売管理費の一部削減等により、営業利益は前年同期比74.9%増の1,167百万円となりました。四半期純利益は、前年度の連結子会社に関連するのれん等の評価損計上の影響、また、今年度の投資有価証券売却益の計上もあり、前年同期比312.3%増の923百万円となりました。

セグメントの状況は以下のとおりであります。

流通・製造ソリューション事業

製造業向け売上が減少したものの、通信・運輸業向け売上が増加したことにより、売上高は8,524百万円、セグメント利益は178百万円となりました。

金融・ERPソリューション事業

金融業向け売上についてはソフトウェア開発案件を中心に売上は増加しました。一方、ERPソリューションについては、サービス業向け等の売上は増加したものの、製造業向け売上の減少等により売上は減少しております。セグメント全体の売上高は6,157百万円、セグメント利益は101百万円となりました。

グローバルソリューション事業

住友商事グループを含む主要顧客及び海外拠点におけるソフト開発案件の減少等があったことから、売上高は2,988百万円、セグメント利益は368百万円となりました。

プラットフォームソリューション事業

流通業向け売上が減少したものの、官公庁・サービス業向け並びに通信・運輸業向け等の売上が増加したことにより、売上高は13,103百万円、セグメント利益は756百万円となりました。

その他

売上高は1,351百万円、セグメント損失は121百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末より3,250百万円増加し、29,453百万円となりました。各キャッシュ・フローの増減状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、前連結会計年度末より増加した資金は4,322百万円となり、前年同四半期より699百万円増加しました。

主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益1,494百万円、減価償却費784百万円、売上債権の減少による資金の増加4,967百万円、たな卸資産の減少による資金の増加789百万円によるものであります。主な減少要因は、仕入債務の減少による資金の減少3,447百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、前連結会計年度末より減少した資金は92百万円となり、前年同四半期より865百万円増加しました。

主な増加要因は、投資有価証券の売却及び償還による収入606百万円であります。主な減少要因は、保守用機器等の有形固定資産の取得246百万円、ソフトウェア等の無形固定資産の取得481百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、前連結会計年度末より減少した資金は973百万円となり、前年同四半期より75百万円減少しました。

主な減少要因は、平成22年3月期期末配当金(1株当たり16円)の支払803百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は118百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、当社は、東京事務所の一部移転にかかる設備の新設に着手しております。本件にかかる設備投資額は総額で約30億円を見込み、当該設備投資資金は全額手許資金で賄う予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 200,000,000 |
| 計 | 200,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 54,291,447 | 54,291,447 | 東京証券取引所 市場第一部 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 54,291,447 | 54,291,447 | — | — |

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

① 平成19年6月27日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 490(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | 160(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 49,000(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,461(注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年7月1日～平成24年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,461 資本組入額 1,231 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員の地位にあることを要す。 ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 その他権利行使の条件は、平成19年6月27日開催の平成19年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)5 |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4 組織再編成行為時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 平成19年6月27日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度(株式報酬型ストック・オプション)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 128(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 12,800(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1(注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年7月28日～平成39年7月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1 資本組入額 1 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>行使期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>上記にかかわらず平成37年7月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年8月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成19年6月27日開催の平成19年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)5 |

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。
- 4 組織再編成行為時の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成20年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 505(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 50,500(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,964(注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年7月1日～平成25年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,964 資本組入額 982 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員の地位にあることを要す。 ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 その他権利行使の条件は、平成20年6月26日開催の平成20年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)5 |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4 組織再編成行為時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成20年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度(株式報酬型ストック・オプション)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 206(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 20,600(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1(注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年7月30日～平成40年7月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1 資本組入額 1 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>行使期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>上記にかかわらず平成38年7月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成38年8月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成20年6月26日開催の平成20年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)5 |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。
- 4 組織再編成行為時の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 平成21年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 535(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 53,500(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,564(注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年7月1日～平成26年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,564 資本組入額 782 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員の地位にあることを要す。 ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 その他権利行使の条件は、平成21年6月25日開催の平成21年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)5 |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4 組織再編成行為時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑥ 平成21年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会の決議によるストック・オプション制度(株式報酬型ストック・オプション)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 311(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 31,100(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1(注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年7月31日～平成41年7月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1 資本組入額 1 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>行使期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>上記にかかわらず平成39年7月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成39年8月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成21年6月25日開催の平成21年3月期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)5 |

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

- 3 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。
- 4 組織再編成行為時の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成22年6月30日 | — | 54,291,447 | — | 21,152 | — | 31,299 |

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|----------------|--|--------------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 4,093,700 (相互保有株式) 普通株式 3,300 | — | 権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 50,085,500 | 500,855 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 108,947 | — | 同上 |
| 発行済株式総数 | 54,291,447 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 500,855 | — |

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|---------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 住商情報システム株式会社 | 東京都中央区晴海 1丁目8番12号 | 4,093,700 | — | 4,093,700 | 7.54 |
| (相互保有株式) 株式会社バイオニア・ソフト | 福岡県福岡市南区 清水4丁目22番16号 | 3,300 | — | 3,300 | 0.01 |
| 計 | — | 4,097,000 | — | 4,097,000 | 7.55 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|-------------|-------|-------|
| 最高(円) | 1,593 | 1,684 | 1,413 |
| 最低(円) | 1,315 | 1,270 | 1,230 |

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) | |
|-------------|-------------------------------|---------|--|---------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | | 1,914 | | 1,943 |
| 受取手形及び売掛金 | | 20,574 | | 25,574 |
| 商品及び製品 | | 2,765 | | 3,337 |
| 仕掛品 | ※2 | 1,178 | ※2 | 1,395 |
| 原材料及び貯蔵品 | | 10 | | 10 |
| 預け金 | | 27,539 | | 24,258 |
| その他 | | 6,684 | | 6,003 |
| 貸倒引当金 | | △2 | | △2 |
| 流動資産合計 | | 60,664 | | 62,521 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物及び構築物（純額） | ※1 | 11,915 | ※1 | 12,058 |
| 土地 | | 14,667 | | 14,667 |
| その他（純額） | ※1 | 3,480 | ※1 | 3,232 |
| 有形固定資産合計 | | 30,064 | | 29,959 |
| 無形固定資産 | | | | |
| のれん | | 473 | | 496 |
| その他 | | 5,891 | | 5,722 |
| 無形固定資産合計 | | 6,365 | | 6,218 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| その他 | | 17,748 | | 19,012 |
| 貸倒引当金 | | △149 | | △166 |
| 投資その他の資産合計 | | 17,599 | | 18,845 |
| 固定資産合計 | | 54,028 | | 55,023 |
| 資産合計 | | 114,693 | | 117,545 |

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 7,633 | 11,095 |
| 未払法人税等 | 177 | 938 |
| 賞与引当金 | 491 | 1,657 |
| 役員賞与引当金 | 8 | 78 |
| 工事損失引当金 | ※2 140 | ※2 57 |
| 本社移転関連費用引当金 | — | 342 |
| 資産除去債務 | 351 | — |
| その他 | 11,556 | 8,623 |
| 流動負債合計 | 20,358 | 22,793 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 113 | 113 |
| 役員退職慰労引当金 | 31 | 36 |
| 資産除去債務 | 108 | — |
| その他 | 1,875 | 1,918 |
| 固定負債合計 | 2,129 | 2,068 |
| 負債合計 | 22,488 | 24,862 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 21,152 | 21,152 |
| 資本剰余金 | 31,299 | 31,299 |
| 利益剰余金 | 48,296 | 48,176 |
| 自己株式 | △8,717 | △8,727 |
| 株主資本合計 | 92,031 | 91,902 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 421 | 979 |
| 繰延ヘッジ損益 | △75 | △2 |
| 為替換算調整勘定 | △538 | △565 |
| 評価・換算差額等合計 | △191 | 411 |
| 新株予約権 | 153 | 147 |
| 少数株主持分 | 211 | 221 |
| 純資産合計 | 92,205 | 92,683 |
| 負債純資産合計 | 114,693 | 117,545 |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 売上高 | ※2 28,311 | ※2 31,069 |
| 売上原価 | 21,660 | 24,296 |
| 売上総利益 | 6,650 | 6,773 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 5,983 | ※1 5,605 |
| 営業利益 | 667 | 1,167 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 58 | 36 |
| 受取配当金 | 25 | 47 |
| 持分法による投資利益 | 12 | 13 |
| その他 | 47 | 29 |
| 営業外収益合計 | 143 | 126 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 4 | 2 |
| 和解金 | — | 19 |
| その他 | 11 | 5 |
| 営業外費用合計 | 15 | 28 |
| 経常利益 | 795 | 1,266 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | — |
| 投資有価証券売却益 | — | 274 |
| 特別利益合計 | 0 | 274 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | 4 |
| 固定資産売却損 | — | 1 |
| ソフトウェア一時償却額 | 375 | — |
| 投資有価証券評価損 | 29 | — |
| 関係会社株式評価損 | 17 | — |
| のれん償却額 | ※3 699 | — |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | — | 40 |
| 特別損失合計 | 1,124 | 46 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | △328 | 1,494 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20 | 120 |
| 法人税等調整額 | △558 | 460 |
| 法人税等合計 | △538 | 581 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | — | 913 |
| 少数株主損失(△) | △13 | △10 |
| 四半期純利益 | 224 | 923 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | △328 | 1,494 |
| 減価償却費 | 707 | 784 |
| のれん償却額 | 764 | 22 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | △17 | △19 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | △10 | 0 |
| 本社移転関連費用引当金の増減額(△は減少) | — | △342 |
| 前払年金費用の増減額(△は増加) | 169 | 49 |
| 固定資産除却損 | 0 | 4 |
| 固定資産売却損益(△は益) | △0 | 1 |
| ソフトウェア一時償却額 | 375 | — |
| 投資有価証券評価損益(△は益) | 29 | — |
| 投資有価証券売却損益(△は益) | — | △274 |
| 関係会社株式評価損 | 17 | — |
| 持分法による投資損益(△は益) | △12 | △13 |
| 株式報酬費用 | 14 | 15 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | — | 40 |
| 受取利息及び受取配当金 | △83 | △83 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 7,587 | 4,967 |
| たな卸資産の増減額(△は増加) | △1,024 | 789 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | △3,194 | △3,447 |
| 役員賞与の支払額 | △57 | △78 |
| その他 | 203 | 926 |
| 小計 | 5,144 | 4,838 |
| 利息及び配当金の受取額 | 207 | 203 |
| 利息の支払額 | △4 | △2 |
| 法人税等の支払額 | △1,724 | △716 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 3,623 | 4,322 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の売却及び償還による収入 | 1,000 | — |
| 有形固定資産の取得による支出 | △583 | △246 |
| 有形固定資産の売却による収入 | — | 0 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △1,349 | △481 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △2 | — |
| 投資有価証券の売却及び償還による収入 | — | 606 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | — | △4 |
| その他 | △23 | 32 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △958 | △92 |

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---------------------|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 借入金の返済による支出 | △21 | — |
| リース債務の返済による支出 | △72 | △169 |
| 自己株式の取得による支出 | △0 | △0 |
| 自己株式の売却による収入 | 0 | 0 |
| 配当金の支払額 | △803 | △803 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △897 | △973 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 43 | △6 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 1,810 | 3,250 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 29,267 | 26,202 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | * 31,077 | * 29,453 |

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|--|
| 1 連結の範囲に関する事項の変更 連結子会社のSCSビジネスサポート㈱については、平成22年4月1日付にて当社に吸収合併いたしました。また、連結子会社の㈱カールについては、平成22年6月1日付にて当社に吸収合併いたしました。 |
| 2 会計処理基準に関する事項の変更 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ3百万円、税金等調整前四半期純利益は44百万円減少しております。 |

【表示方法の変更】

| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|--|
| (四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 |

【簡便な会計処理】

| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|--|
| 1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。 |
| 2 棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|--|---|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額 14,723 百万円 | ※1 有形固定資産の減価償却累計額 13,988 百万円 |
| ※2 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、工事損失引当金に対応する額は140百万円であります。 | ※2 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、工事損失引当金に対応する額は57百万円であります。 |

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

| 前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|--|---|
| ※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。 給与及び賞与 2,506百万円 福利厚生費 458 〃 設備賃借料 307 〃 減価償却費 181 〃 業務委託費 377 〃 旅費交通費 174 〃 賞与引当金繰入額 283 〃 役員賞与引当金繰入額 24 〃 | ※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。 給与及び賞与 2,489百万円 福利厚生費 447 〃 設備賃借料 272 〃 減価償却費 265 〃 業務委託費 354 〃 旅費交通費 166 〃 賞与引当金繰入額 201 〃 役員賞与引当金繰入額 8 〃 |
| ※2 当社グループの四半期業績の特性について我が国では、事業年度を4月から3月までと定めている企業が多いため、システムの導入・検収が年度の節目である9月及び3月に集中する傾向があります。このため、請負契約を除く売上高計上基準として、主として「検収基準」を採用している当社グループの業績にも季節的変動があり、売上高、利益とも第2・4四半期に集中する傾向があります。 なお、当第1四半期より「工事進行基準」を適用しております。 | ※2 当社グループの四半期業績の特性について我が国では、事業年度を4月から3月までと定めている企業が多いため、システムの導入・検収が年度の節目である9月及び3月に集中する傾向があります。このため、請負契約を除く売上高計上基準として、主として「検収基準」を採用している当社グループの業績にも季節的変動があり、売上高、利益とも第2・4四半期に集中する傾向があります。 |
| ※3 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項の規定に基づき、のれんを追加償却したものであります。 | ※3 _____ |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|---|---|
| ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 2,881百万円 預け金勘定 28,195 〃 現金及び現金同等物 31,077 〃 | ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,914百万円 預け金勘定 27,539 〃 現金及び現金同等物 29,453 〃 |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 54,291,447 |

2 自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 4,332,091 |

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | 当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円) |
|------|------------|--------------|------------------------------|
| 提出会社 | — | — | 153 |
| 合計 | | — | 153 |

(注) 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の③、⑤は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年5月13日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 803 | 16 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月11日 |

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

当社及び連結子会社は、ソフトウェアの開発及び情報処理サービスの提供、システム販売並びに情報通信ネットワークの構築・運営管理を中心にITサービス事業を行っており、これらの営業活動は単一の事業分野に属するものと判断しておりますので、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社は、当社の組織構成単位である事業部門に応じて報告セグメントを設定しております。取締役会並びに代表取締役社長は、経営資源の配分の決定及び業績の評価等を当該組織構成単位にて行っており、各事業部門の事業推進には、経営者の意思決定が直接に反映されております。

当社の事業部門は、顧客特性も勘案しながらITサービスの事業別に設置されており、各事業部門は、取り扱うサービス事業について全社的な事業戦略の企画立案を行い、事業活動を推進しております。この事業部門に応じて設定される報告セグメントは、「流通・製造ソリューション事業」、「金融・ERPソリューション事業」、「グローバルソリューション事業」及び「プラットフォームソリューション事業」の4つのセグメントであり、前記以外の事業については「その他」として記載しております。

各セグメントの事業内容等は以下のとおりであります。

- ① 「流通・製造ソリューション事業」：「流通・製造ソリューション事業部門」における推進事業に対応し、流通・製造業を中心とした、業種固有のシステムニーズに対応したITサービスの提供を行う事業
- ② 「金融・ERPソリューション事業」：「金融・ERPソリューション事業部門」における推進事業に対応し、金融業固有のITサービスニーズに応えるとともに、一般企業向けに、自社開発の「ProActive」を含む、経営意思決定サポートソリューションであるERP(統合基幹業務)システムの提供を行う事業
- ③ 「グローバルソリューション事業」：「グローバルソリューション事業部門」における推進事業に対応し、住友商事グループを含む、グローバルに事業を展開する顧客に対し、日本・米州・欧州・中国・アセアンの5極を結ぶ当社の海外ネットワークを活用したITサービスの提供を行う事業
- ④ 「プラットフォームソリューション事業」：「プラットフォームソリューション事業部門」における推進事業に対応し、顧客の業務システムを支えるIT基盤の設計・開発から保守、またデータセンターを活用してのシステム運用まで、ITインフラの構築・運用に関するITサービスの提供を行う事業

なお、「その他」には国内各支社における推進事業に対応し、日本国内の地域拠点における一般企業向けのITサービスの提供を行う事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

| | 流通・製造 ソリューション 事業 | 金融・ERP ソリューション 事業 | グローバル ソリューション 事業 | プラット フォーム ソリューション 事業 | その他 | 合計 | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-------------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------------|-------|--------|-------------|-------------------------------|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客への 売上高 | 8,509 | 6,088 | 2,962 | 12,160 | 1,349 | 31,069 | — | 31,069 |
| (2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高 | 15 | 69 | 25 | 943 | 2 | 1,056 | △1,056 | — |
| 計 | 8,524 | 6,157 | 2,988 | 13,103 | 1,351 | 32,125 | △1,056 | 31,069 |
| セグメント利益 又は損失(△) | 178 | 101 | 368 | 756 | △121 | 1,283 | △115 | 1,167 |

(注) 1 セグメント利益の調整額△115百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当四半期連結会計期間において、四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないと認められるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|------------------------------|--------------------------|
| 1,838.30円 | 1,847.95円 |

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | |
|---|-------|---|--------|
| 1株当たり四半期純利益 | 4.48円 | 1株当たり四半期純利益 | 18.49円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 4.48円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 18.46円 |

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円) | 224 | 923 |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 224 | 923 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 49,954,170 | 49,956,518 |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 普通株式増加数(株) | 39,269 | 68,883 |
| (うち新株予約権)(株) | (39,269) | (68,883) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | — | — |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年5月13日開催の取締役会において、平成22年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 803百万円
- ② 1株当たりの金額 16円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年6月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

住商情報システム株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村 尾 裕 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 勝 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住商情報システム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住商情報システム株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

住商情報システム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 尾 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 勝 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住商情報システム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住商情報システム株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【会社名】 住商情報システム株式会社

【英訳名】 Sumisho Computer Systems Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 中 井 戸 信 英

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員
財務経理・リスク管理グループ長(CFO) 福 永 哲 弥

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海1丁目8番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長中井戸信英及び当社最高財務責任者福永哲弥は、当社の第43期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。